

5日獣発第60号
令和5年5月11日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

改正動物愛護管理法施行規則第21条11項に基づく 獣医師によるマイクロチップ情報の検索について

平素より本会事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年3月27日付け5日獣発第336号でお知らせしていたとおり、令和5年3月24日、動物愛護管理法施行規則の一部を改正する省令が施行され、第21条11項において、環境大臣は獣医療法第3条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師及び当該施設における勤務及び管理獣医師に対して、法第36条第1項に規定する所有者に対する通報に必要な情報の提供を行うこととされたところで

す。
この省令は令和5年6月1日から施行され、獣医師は、病気もしくは怪我をした所有者不明の犬猫にマイクロチップが装着されていた場合、マイクロチップの登録情報を検索することができることから、所有者とのインフォームド・コンセントが容易になります。検索方法は別紙を参照ください。

なお、このたびの改正省令では、病気や怪我をしていない犬猫のマイクロチップ情報の検索については認められていないことから、元気な動物が所有者不明として持ち込まれた場合等、一般的な情報検索は、引き続きAIPPOのデータベースをご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

担当：中村・松岡

TEL：03-3475-1601

電子メール：nakamura@nichiju.or.jp

マイクロチップ登録情報検索に係る留意事項（獣医師会会員限り）

1 会員獣医師のアカウントについて

アカウント発行の手続きをしなくても検索ができるのは、小動物臨床開業及び勤務の会員獣医師のみです。上記の会員区分以外の会員獣医師で、動物診療の開設の届出をしている場合は、届出の写しをいただければ、アカウントIDを発行します。なお、獣医師会の会員でない獣医師については、開設届の他に申請書の提出も必要です。

2 アカウントIDとパスワードについて

検索サイトのアドレス及びログインするためのアカウントIDとパスワードは、日本獣医師会のマイクロチップ検索サイト（A I P O）と同じです。IDは獣医師免許番号の最初に「0」を付けた6桁数字となっています。パスワードは、A I P Oに一度でもログインしたことがある場合は、ご自分で設定したパスワードになっています。ログインしたことがない場合は、会員獣医師の生年月日西暦8桁がパスワードです。<https://www.aipo.jp/>



3 検索対象について

法定登録のマイクロチップ情報の検索ができるのは、病気か怪我をしている所有者不明の犬猫のみとなります。「保護された所有者不明の疾病・負傷犬猫のマイクロチップ番号を検索」を選ぶと、A I P O、法定登録、それぞれの登録情報がある場合には並べて表示されます。登録内容の確認だけを行う場合には、「診療動物の登録状況の確認のためにマイクロチップ番号を検索」を選ぶと、法定登録の情報は表示されず、A I P Oの登録情報だけが表示されます。記録等により、個人情報の不適切な取扱いが判明した場合、個人情報保護法に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

マイクロチップ情報の 獣医師への提供について ～獣医師向け説明資料～



環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会
令和5年5月11日



動物愛護管理法施行規則の改正

令和5年3月24日、動物愛護管理法施行規則の一部を改正する省令が施行され、第21条11項において、環境大臣は獣医療法第3条に規定する診療施設の開設の届出をした**獣医師**及び当該施設の勤務・管理獣医師に対して、**法第36条第1項（※）**に規定する所有者に対する通報に必要な情報の提供を行うことになった。この省令は**令和5年6月1日**から施行される。

（※）第36条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、**疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫**等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

⇒ **病気や怪我をした所有者不明の犬猫の情報のみ検索することができる。**

獣医師は、犬猫の所有者に連絡を行い、治療の了承を取れるようになる。

検索を行うことができる獣医師

- ・ 獣医療法第3条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師
- ・ 当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師
- ・ 同法第5条第二項に規定する診療施設を管理する者

開設（往診含む）獣医師、開設施設での勤務獣医師、診療施設の管理獣医師が情報を検索することができる。

検索する獣医師は、個人情報保護法に定める『個人情報取扱事業者』に該当し、同法に基づく各種義務（不適正な利用の禁止等）がかかる。

※ 愛玩動物看護師が検索を行うことはできない。

検索の前に（ユーザIDの取得）

まずは、検索用のユーザIDを取得する必要があります。

- ・ 獣医師会の会員の方
→ 開設の確認が取れていますので、今までのAIPOのID及びパスワードがそのまま利用可能です。
- ・ 獣医師会の会員ではない方
→ 開設の確認が必要ですので、日本獣医師会のHPから申請様式をDLし、記入・押印の上、診療開設の届出の写しを添付して郵送してください。

検索の流れ① ID・パスワード入力

<https://www.aipo.jp/Login/>

検索のトップページを開いて
ユーザIDとパスワードを入力します

動物ID情報データベースシステム

増えてます、安心のマイクロチップ登録 現在の登録数：2,982,550件

動物ID情報データベースシステム > ログイン

ログイン

ユーザID：

パスワード：

動物ID情報データベースに関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会
〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階
TEL.03-3475-1695 FAX.03-3475-1697

検索の流れ② パスワード変更

初回ログインの場合は、
パスワードの変更を行います
発行されたパスワード、
新しく設定するパスワード、
（確認用にもう一度）
表示されている確認コードを
入力してください。

動物ID情報データベースシステム

動物ID情報データベースシステム > パスワード変更

パスワード変更

現在のパスワード	<input type="password"/>
新しいパスワード	<input type="password"/>
新しいパスワードを再入力	<input type="password"/>
認証コード	<input type="text"/>

※6～20文字以下で入力してください。
※利用できる文字は、半角英字、半角数字です。
大文字と小文字は区別されます。

下記、画像内の文字を入力してください。



検索の流れ③ 検索目的チェック

検索目的にチェックを入れます

病気や怪我をした所有者不明の犬猫
の情報を検索する場合は、

「保護された所有者不明の疾病・負傷
犬猫のマイクロチップ番号を検索」に
チェックを入れます

「診療動物の登録状況の確認のために
マイクロチップ番号を検索」にチェックを
入れるとAIPOの登録だけが確認できます

動物ID情報データベースシステム

動物ID情報データベースシステム > 検索理由選択

検索理由選択

検索理由を選択してください。

 保護された所有者不明の疾病・負傷犬猫のマイクロチップ番号を検索
検索対象：『AIPO登録情報（民間登録）』及び『環境省登録情報（法定登録）※』の両方を検索

 診療動物の登録状況の確認のためにマイクロチップ番号を検索
検索対象：『AIPO登録情報（民間登録）』のみを検索

※ 『環境省登録情報（法定登録）』の参照は、動物愛護管理法第36条に規定される「公共の場所で発見された疾病にかかり若しくは負傷した犬・猫」である場合のみ、行うことができます。記録等により、個人情報の不適切な取扱いが判明した場合、個人情報保護法に基づく行政処分の対象となることがあります。

検索

検索履歴

以前の検索結果についてご回答ください。

マイクロチップ番号	検索日時	品種
-----------	------	----

PW変更

検索の流れ④ 同意

AIPO登録及び法定登録の検索に係る
利用目的や個人情報の取扱いや保護方針を
お読みいただき、同意いただける場合は
「同意する」にそれぞれチェックし、
「検索入力」ボタンを押します

動物ID情報データベースシステム

動物ID情報データベースシステム > 利用目的および個人情報の取扱いの確認

『AIPO登録情報（民間登録）』及び『環境省登録情報（法定登録）』から登録情報を検索します

AIPO登録情報（民間登録）の検索について

利用規約

本システムにて検索を行うにあたり、ID・パスワードは厳重に管理します。
また、マイクロチップを装着した獣医師による当該動物の登録の確認と、身元の分からない動物の所有者(飼主)の確認以外の目的には利用いたしません。

個人情報の取扱いについて

下記の取扱いに同意いただき、お預かりしている個人情報です。
利用目的をご理解の上、検索してください。

- 個人情報の利用目的**
マイクロチップ登録・変更・削除に係わる業務、飼育者不明で保護された動物の飼育者確認に係る業務（行政機関（動物愛護センター、警察等）、動物診療施設等による照会作業含む）のために利用し、それ以外の目的には利用しません。
- 個人情報の提供**
本会は動物適正管理個体識別登録等推進事業の実施にあたり個人情報を第三者提供します。

同意する

環境省登録情報（法定登録）の検索について

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の照会について

診療施設で勤務する獣医師は、動物愛護管理法第30条第1項に規定する、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫が当該診療施設に持ち込まれた場合において、その所有者に直ちに通報するために必要な範囲で、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された個人情報を照会することができます。照会においては、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の利用規約に従うとともに、照会した個人情報は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の個人情報保護方針に基づいて適切に取り扱うものとします。

なお、照会した履歴は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムに記録されます。記録等により、個人情報の不適切な取り扱い等が判明した場合、個人情報保護法に基づく罰則や行政処分の対象となる可能性があります。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の利用規約
<https://ree.mc.env.go.jp/owner/termsofuse>

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の個人情報保護方針
<https://ree.mc.env.go.jp/owner/privacy>

同意する

検索の流れ⑤ マイクロチップ入力

15桁のマイクロチップ番号を入力します

動物ID情報データベースシステム

[動物ID情報データベースシステム](#) > [飼い主情報検索](#)

飼い主情報検索

マイクロチップ番号（15桁の数字）を入力してください。

マイクロチップ番号 :

検索の流れ⑥ 表示

法定登録の情報、AIPO登録の情報が

並べて表示されます

印刷ボタンを押すと1枚紙に印刷できますが

印刷後の取扱いには十分ご注意ください

所有者の方にお電話、メールなどで連絡して

引取りの予定などを相談してください

片方にしか登録されていない場合は、

片方だけが表示されます

動物ID情報データベースシステム

動物ID情報データベースシステム > 飼い主情報

飼い主情報

マイクロチップ番号 511100000001001

	環境省登録情報 (法定登録)	AIPO登録情報 (民間登録)
所有者情報		
所有者種別	一般の所有者	一般の所有者
個人又は法人	個人	個人
氏名	佐藤 一郎	佐藤 一郎
氏名 (フリガナ)	サトウ イチロウ	サトウ イチロウ
海外への引越し		-
郵便番号	070-0000	070-0000
都道府県	北海道	北海道
市区町村	旭川市	旭川市
丁目以降	旭川1-1-11	旭川1-1-11
電話番号	011-111-1111	011-111-1111
携帯電話番号	090-0011-1111	090-0011-1111
FAX	-	011-111-1112
電子メールアドレス	test01@example.com	test01@example.com
動物情報		
名前	太郎	太郎
動物の種類	犬	犬
品種	柴犬	柴犬
毛色	茶・灰	茶・灰
生年月日	2019年01月10日	2019年01月10日
亡くなった日/削除日		
性別	オス	去勢オス
施行日	-	2019年03月15日
鑑札登録番号	第A111111号	第A111111号
鑑札登録年月日	2019年03月30日	2019年03月30日
備考 (上記以外の犬や猫の特徴、その他の事項がある場合)	動物備考1-01-K	動物備考1-01-A
動物所在地		
郵便番号	070-0000	070-0000
都道府県	北海道	北海道
市区町村	旭川市	旭川市
丁目以降	旭川1-1-11	旭川1-1-11

戻る 印刷

検索の流れ⑦ 報告

画面を閉じた後、次にログインすると、
検索結果を回答する画面を開けます
保護や返還の状況について教えてください
回答しない場合には「このアンケート
には回答しない」にチェックして
とじてください
どちらかを行わない限り、ログインの
たびに、この検索履歴が表示されます

動物ID情報データベースシステム
動物ID情報データベースシステム > 検索理由選択

検索理由を選択してください。

- 保護された所有者下落の保護、負傷状態のマイクロチップ番号を検索
検索対象：【動物登録簿（法定登録）】及び【保護施設登録簿（法定登録）】の両方を検索
- 紛失動物の登録状況の確認のためにマイクロチップ番号を検索
検索対象：【動物登録簿（法定登録）】のみを検索

※【保護施設登録簿（法定登録）】の参照は、動物愛護管理法第96条に規定される「公共の場で発見された動物にかり戻しは負傷した犬・猫」である場合のみ、行うことができます。記録等により、個人情報の不適切な取扱いが判明した場合、個人情報保護法に基づく取扱いの対象となることがあります。

検索

検索履歴
以前の検索結果についてご返答ください。

マイクロチップ番号	検索日時	品種
511100000001001	2023年05月09日 11時24分	037: 柴犬

パスワード変更



動物ID情報データベースシステム
動物ID情報データベースシステム > アンケート

アンケート入力

検索日時： 2023年05月09日11時24分 マイクロチップ番号： 511100000001001

保護について

日時： 年 月 日 時頃

場所：

現在の状況

動物の状態：

飼い主との連絡： 取れない理由：

飼い主への返還【必須】： できない理由：

飼い主の満足度： 喜ばれない理由：

返還までの動物保管場所（未返還の場合は現在の）：

本件について取材を依頼した場合の対応の適否：

その他お気付きの点がございましたら、ご記入お願いいたします。

このアンケートには回答しない
戻る 回答

FAQ

- ・所有者の方と連絡が取れません
 - 電話、メールなど複数の手段で連絡を取ってみてください
 - それでも連絡が取れない場合は、動物愛護センターに相談ください
- ・パスワードが分からなくなりました
 - 法定登録のコールセンターではなく、
AIPO事務局（03-3475-1695）の方にご連絡ください
- ・AIPOと法定登録で所有者が違います
 - お調べしますので、AIPO事務局（03-3475-1695）の方にご連絡ください